

中小企業退職金共済法が一部改正され平成 28 年 4 月 1 日から施行されます
(一部は平成 27 年 10 月 1 日施行)。

詳細につきましては、独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共
済事業本部の「[中小企業退職金共済法の一部改正について](#)」をご確認ください。

また、中小企業退職金共済法の一部改正に伴う説明会が沖縄県内でも開催さ
れますので「[中小企業退職金共済法の一部改正に伴う説明会のご案内](#)」をご確
認ください。